円滑な契約手続き及び研究費の機能的運用に向けた種々の取組

2　研究費の機能的運用

研究成果の最大化に寄与すべく、研究費の増額措置や経費の柔軟使用、研究機器の合理的な運用等、研究費の機能的運用を可能に。
フォローアップとして、AMEDの委託事業・補助事業を実施している機関（再委託先含む）に対し、これまで措置してきた研究費の機能的運用の利用状況（アンケート）についても実施。

研究費の機能的運用について

vol. 1, 2, 3統合版

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

標準的な公募から研究開始までのスケジュール（初年度）

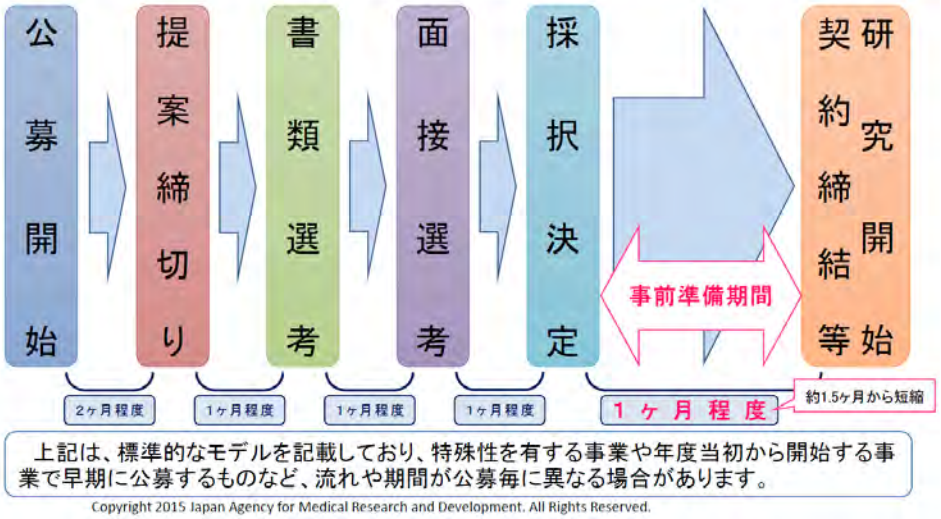

Copyright 2015 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

円滑な契約手続き及び研究費の機能的運用に向けた種々の取組

3　経費執行ルールの斉一化等

① AMED Webページに、以下の内容を掲載。
「FAQ（よくあるご質問）」、「直接経費の対象となる人件費における研究補助員等について」、「研究機器の合理的運用（一時的な他用途での使用）の取扱いについて」等

② 継続的な事務処理説明書の改訂（わかりやすくするための追記や相談・質問があった内容等の追記）

FAQ 【直接経費】物品費

No.	区分1（委託） 契約書	事務処理説明書	様式	区分1（補助） 取決書類	事務処理説明書	様式	Q.	A.
101		Ⅳ. 4. (1) ②			Ⅳ. 4. (1) ②		消耗品費とは、耐用年数一年未満ということですが、耐用年数一年未満というのは、各研究者が使用上において一年未満で壊れてしまうという判断の物でも一年未満としても良いですか。	研究機関の規定に基づき、判断してください。
102		Ⅳ. 4. (1) ②			Ⅳ. 4. (1) ②		消耗品の定義について 現在購入検討している消耗品が、10万円を超える価格の試薬なのですが、これを消耗品と判断する場合には耐用年数が1年未満である必要があるかと思います。この耐用年数は、どのように判断すればよいですか。 1年以内に使い切ることが見込まれれば消耗品と判断していいのか、あるいは試薬の有効期限を確認する必要がありますか。	耐用年数を使用可能期間と読み替えれば、有効期限が相当すると思われますが、機器の試作品が1年以内の取得であることを考慮すれば、試薬は1年以内に消化する必要があります。 その場合には消耗品として計上可能です。 なお、契約期間内に使い切ってしまうことは当然でもありません。
103		Ⅳ. 5. (5)			Ⅳ. 5. (4)		（企業等） 1. 消耗品の相見積もりについて（税込み） よくある質問の中に、100万円未満でも見積もり競争が出来るものは見積もりを取ると記載がありますが、10万円未満の消耗品を購入する場合、全て相見積もりが必要になりますか。 2. 50万円以上かつ耐用年数が1年未満の物品について 事務処理説明書において有形固定資産取得報告書では50万円以上の取得物品は報告することになっていますが50万円以上で、耐用年数が1年未満の物品が発生した場合は固定資産になりますか。	1. 貴社の調達規程に従ってください。 2. 取得価格が50万円以上であっても、耐用年数が1年未満であれば、消耗品となります。 資産となるのは、取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のものです。
104		Ⅳ. 4. (1) ②			Ⅳ. 4. (1) ②		物品費の購入について 委託研究開発契約事務処理説明書によると、 研究用設備・備品等に用いられる支援費標等は物品費として計上できるといった趣旨の記載があります。 これに関して、以下の支援費類の購入が可能かを教えてください。 ①実験時に使用する、スタンプル等が触れても消えない特殊インクの油性ペン ②実験データを保存するためのファイル ③AMED予算で購入した物品の納品時の伝票等の経理処理関連の書類を保存するためのファイル また、これらに関しまして相見積を取得する必要はありますか。	①AMED予算で購入したものと、他の予算で購入したものを区分するためであれば、問題ありません。 ②研究に直接必要であれば、問題ありません。 ③直接研究に使用するものではありませんので、直接経費以外でのご購入をお願いします。 これらの相見積の必要については、 会社の規定で、見積書を発行することになっているのでしたら、徹底してください。 規定により見積書を省略できる場合は、カタログ等をご用意頂ければ結構です。
105		Ⅳ. 5. (5)			Ⅳ. 5. (4)		【企業等】相見積について（1契約100万未満） 消耗品購入にあたって、都度、相見積をとるのではなく、毎年、年度末に翌年購入する予定の消耗品に関して、5社の業者から「価格一覧」を提出してもらい、購入時にその価格一覧表から一番安値で提供している業者から購入するようにしています。 こういった場合は、競争原理の導入（入札及び相見積）を行っているとみなされますか。都度、相見積をとる必要がありますか。 （1契約が100万円以上の物品等購入の場合は、都度、相見積を取得する予定です。）	【企業等】相見積について（1契約100万未満） 年度のはじめに見積もり競争を行い、単価契約をしているのであれば、単価契約をした物品について、都度の見積書は省略可能です。 100万円以上については、都度、相見積の取得が必要です。
106		Ⅳ. 9. (1). ②			Ⅳ. 9. (1). ②		消耗品及び設備備品購入時の証拠書類について、下記書類が揃っていれば良いですか。 ・見積書 ・納品書（検収印が押印されているもの） ・請求書 ・振込申請書 ・預金口座の入出金明細書	結構です。 但し、設備備品購入時には仕様書（様式自由）もしくはカタログのコピーも添付してください。

1

直接経費の対象となる人件費における研究補助員等について（重要）

平成27年8月17日

日本医療研究開発機構経理部

以下、参考資料。

研究費の機能的運用について

vol. 1，2，3統合版

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

はじめに

日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行うことを目的としています。

医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、これまで文部科学省、厚生労働省、経済産業省に計上されてきた医療分野の研究開発に関する予算を集約し、ＰＤ、ＰＳ、ＰＯを活用した基礎段階から実用化まで一貫した研究のマネジメントを実施するとともに、知的財産に関する専門家、臨床研究や治験をサポートする専門スタッフなどの専門人材による研究の支援、研究費申請の窓口や手続きの一本化によるワンストップサービス化などを実施しています。

こうした支援等による医療分野の研究開発を実施する環境の醸成を図り、生命を延ばすとともに生活や人生の質の向上をも含めた成果をいち早く人々に届けられる研究開発を実現し、「３つのＬＩＦＥ」－生命・生活・人生－の具現化を目指す研究開発を支援することにより、医薬品や医療機器、医療技術など研究の成果をいち早く患者のみなさんに届ける速度の最速化を目指します。

＜目　次＞

１．研究費の機動的運用

①研究費の増額（ｖｏｌ．１）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

②研究費の合算使用（ｖｏｌ．１）※　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

③費目の大括り化、流用制限の緩和（ｖｏｌ．１）※　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

④執行状況に応じた予算配分（ｖｏｌ．２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

⑤年度を跨ぐ物品調達・役務提供に係る契約（ｖｏｌ．３）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

２．研究事務の効率的実施

①採択決定と契約締結等の予定日の明示（ｖｏｌ．３）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

②研究開始までの事前の準備（ｖｏｌ．３）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

３．研究機器の合理的運用（ｖｏｌ．１）※　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

４．研究費の機能的運用（まとめ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

＜参考＞ＡＭＥＤにおける「競争的資金における使用ルールの統一」への対応　・・・・・・・・・・　２２

お問合せ先　・・　２３

※「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成２７年３月３１日関係府省連絡会申し合わせ）に対応した事項。

注）本資料は、検討等の上、順次、ＨＰにおいて公表した事項をまとめたもの。上記「ｖｏｌ．１」「ｖｏｌ．２」「ｖｏｌ．３」についてはＨＰ「研究費の運用」(http://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html)の「研究費の機能的運用について」を参照。

１．研究費の機動的運用
① 研究費の増額（ｖｏｌ．１）

ＡＭＥＤの研究費では、実施中の研究の加速や医療分野の研究開発の推進に寄与するなどと認められる場合には、研究費を増額したり、公募時に採択課題数を増やしたり、新たな公募をすることとしています。

１．研究の加速やより高度・広範な成果が得られるなどを見込める場合
研究計画の前倒しや研究内容の拡充などに伴う研究費の増額をすることが可能です。

２．医療分野研究開発推進計画等における取組の一層の推進を図れるなどを見込める場合
公募時おける優れた課題を採択するための採択課題数の増加や新たな研究課題の募集をします。

※これらの実施に当たっては、『科学技術イノベーション創造推進費』の一部を活用した『医療分野の研究開発関連の調整費』を用いて実施することとしています。

②研究費の合算使用※大学や公的研究機関等（ｖｏｌ．１）

１．機器の合算購入

ＡＭＥＤの研究費では、一定の要件を満たしていることを事前に確認を受けることにより、研究に用いる機器を他の研究費との合算により購入することが可能です。

（ｉ）ＡＭＥＤの研究費との合算に支障のない資金との合算であること。

（ii）合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること。

（iii）同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更（異動）を行う場合でも、当該委託研究の推進に支障の生じないこと。

事例１） ＡＭＥＤの委託研究の２事業を合算して、大型研究機器を購入する場合。

事例２） ＡＭＥＤの委託研究と他機関の委託研究を合算して、共通利用可能な分析機器を購入する場合。

２．旅費等の合算使用

ＡＭＥＤの研究費では、研究の実施に必要な旅費や消耗品について他の研究費との合算により支払いや購入することが可能です。

事例１）ＡＭＥＤの研究と他の研究の用務を合わせて出張を行う場合で、それぞれに経費を適切に区分できる場合

事例２）消耗品を購入する場合で、ＡＭＥＤの研究と他の研究との間で使用区分を明確にした上で、その区分に応じて経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合

③費目大括り化、流用制限の緩和（ｖｏｌ．１）

１．費目大括り化、流用制限の緩和

ＡＭＥＤの研究費では、経費の費目を４つに大括り化するとともに、これらの間の流用について承認を要さない範囲を直接経費総額の５０％以下（この額が５００万円未満の場合は５００万円）に制限を緩和しています。

また、承認を要するものであっても、合理的に審査等を実施し、迅速な手続きを実施します。

④執行状況に応じた予算配分（ｖｏｌ．２）

ＡＭＥＤでは、研究費の機動的運用として『医療分野の研究開発関連の調整費』を用いた研究費の増額など、研究成果の最大化に寄与することとしていますが、更なる研究費の機動的運用として、予算の範囲内で、**研究の進捗状況に応じた研究計画の最適化を図る観点から、ＡＭＥＤの課題管理において必要と認められる場合には、研究費の増額又は減額をし、**より一層の研究成果の最大化に寄与することとしています。

１．短期的な加速が見込めるもの

一定の期間での研究計画の前倒しに伴う研究費の増額

２．比較的小規模な範囲での内容充実や他の側面での付加価値などが見込めるもの

より充実した成果の導出や医療分野における他の領域等に応用が可能となった研究等への研究の増額

３．その他、研究の進捗や経費の執行など状況に応じた研究費の増額や減額をするもの

１．２．の他、**研究計画を最適化することに伴う当該年度の研究費の増額や減額**

＜参考＞調整費による研究費の機動的運用のイメージ

＜医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針＞（平成２６年６月　健康・医療戦略推進本部決定）抜粋

① 現場の状況・ニーズに対応した予算配分（理事長裁量型経費）
（ア）日本医療研究開発機構の理事長がＰＤ等の意見を勘案して、年度の途中で研究開発が加速する等の理由により、追加的に研究開発費を配分することが研究開発の前倒しや研究開発内容の充実等に効果的と判断した事業について配分。
（イ）理事長がＰＤ等の意見を勘案して、健康・医療戦略等の取組を一層推進する観点から、特に優れた課題の採択数の増加や新たな研究課題の公募等が望ましいと判断した事業及び新たな事業について配分。
② 推進本部による機動的な予算配分（トップダウン型経費）
（ア）ある領域において画期的な成果が発見された等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合に配分。
（イ）感染症の流行等の突発事由により、可及的速やかに研究開発に着手する必要が生じた場合に配分